

○裾野市既存建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱

平成16年6月7日

告示第61号

改正 平成18年7月3日告示第86号

平成21年3月2日告示第28号

平成23年8月17日告示第114号

平成25年6月3日告示第96号

平成28年3月4日告示第41号

令和元年5月21日告示第7号

令和2年3月25日告示第55号

令和2年11月19日告示第163号

令和3年3月31日告示第76号

令和3年7月5日告示第124号

令和5年3月31日告示第61号

令和6年3月18日告示第38号

令和7年3月31日告示第75号

令和8年3月31日告示第57号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における既存建築物等の倒壊等による災害を防止するため、既存建築物等耐震化促進事業を実施する当該建築物の所有者、居住者又は管理者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することに関し必要な事項を定め、その交付に関しては、裾野市補助金等交付規則(昭和47年裾野市規則第4号)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存建築物等耐震化促進事業 静岡県地震対策推進条例(平成8年静岡県条例第1号)第15条第2号の既存建築物(国、地方公共団体その他の公の機関が所有するもの及び空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。)第2条第1項の規定に基づく空家等を除く。)及びブロック塀等(国、地方公共団体その他の公の機関が所有するものを除く。)(以下「既存建築物等」という。)の耐震診断、補強計画の策定及び耐震改修工事等を実施する事業であって、別表第1に掲げる事業をいう。

- (2) 既存建築物の図面 耐震診断のために必要な建築物の構造が確認できる図面をいう。
- (3) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいう。ただし、店舗等の用途を兼ねるものにあつては、当該店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。
- (4) マンション 耐火建築物又は準耐火建築物である共同住宅であつて、延べ面積が1,000m²以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。
- (5) 建築物 第3号に掲げる住宅以外の建築物をいう。
- (6) 高齢者のみが居住する住宅等 次のいずれかに該当するものをいう。ただし、借家は除くものとする。
- ア 65歳以上の者のみが居住するもの
- イ 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度等級が1級又は2級の者が居住するもの
- ウ 介護保険法(平成9年法律第123号)による要介護認定を受けた者又は要支援認定を受けた者が居住するもの
- エ 療育手帳の交付を受けている者又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住するもの
- (7) 防災ベッド 住宅内に設置することにより、当該住宅が倒壊した場合でもベッド内の居住者の安全を守る機能を有するベッド型の装置で、市長が認めるものをいう。
- (8) ブロック塀等 ブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀をいう。
- (9) 緊急輸送路等 裾野市が地震防災計画に位置付けた緊急輸送路及び避難路をいう。
- (10) 道路 前号の緊急輸送路等を除く市内全域の道路をいう。
- (11) 要安全確認計画記載建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条第2号に規定する建築物をいう。

(補助の対象及び補助金の額)

第3条 補助の対象及び補助額は、別表第2のとおりとし、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 事業を実施する既存建築物の所有者、居住者又は管理者で、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、既存建築物等耐震化促進事業費補助金交付

申請書(様式第1号)及び該当する事業の概要書(様式第1号の2から様式第1号の14まで)に別に定める関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、既存建築物等耐震化促進事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 市長は、補助金の交付を決定する際に、次の各号に掲げる事項を交付の条件として付するものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、既存建築物等耐震化促進事業変更等承認申請書(様式第3号)に変更の内容がわかる書類を添えて提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更しようとする場合

イ 総事業費の額を変更する場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告をしてその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、及びこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(4) 別表第3に掲げる事業について、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後10年間(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)において耐用年数が10年未満のものにあっては耐用年数)以内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならないこと。

イ 承認を受けてアの財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

ウ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(変更等の承認)

第7条 市長は、前条第1号の規定による申請が適当であると認めた場合は、既存建築物等耐震化促進事業変更等承認通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(設計確認)

第8条 木造住宅の耐震改修事業（補強計画一体型）の申請者は、補強計画の完了後、速やかに補強計画確認依頼書（様式第5号）に別に定める関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 木造住宅の耐震改修事業（補強計画一体型）の申請者は、第6条第1号の規定により申請をする場合（ウを除く。）は、前項の例により、補強計画変更確認依頼書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 申請者は、事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、既存建築物耐震性向上事業実績報告書(様式第6号)に別に定める関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、既存建築物等耐震化促進事業費補助金交付確定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 申請者は、前条の確定通知書を受領した日から起算して10日以内に既存建築物等耐震化促進事業費補助金請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行規則)

1 この告示は、平成16年6月1日から施行する。

(令和7年1月1日から令和7年3月31日までの間に補助金の交付決定を受けた場合における実績報告書の提出期限の特例)

2 令和7年1月1日から令和7年3月31日までの間に、第5条の規定による補助金の交付の決定を受けた場合における第9条の規定の適用については、同条中「補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日」とあるのは「令和7年7月31日」とする。

附 則(平成18年告示第86号)

この告示は、公示の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成21年告示第28号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年告示第114号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成25年告示第96号)

この告示は、公示の日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則(平成28年告示第41号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和元年告示第7号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、改正後の裾野市既存建築物耐震性向上事業費補助金交付要綱の規定は、令和元年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができるものとする。

附 則(令和2年告示第55号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年告示第163号)

この告示は、公示の日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則(令和3年告示第76号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年告示第124号)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができるものとする。

附 則(令和5年告示第61号)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができるものとする。

附 則(令和6年告示第38号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年告示第75号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和8年告示第57号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(裾野市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付要綱の廃止)

2 裾野市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付要綱（平成19年裾野市告示第12号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の際現に作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができるものとする。

別表第1(第2条関係)

事業の区分		補助事業細目	事業の内容
1	木造住宅の耐震改修事業(補強計画一体型)	補強計画及び耐震改修	社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号)附属第Ⅱ編イー16—(12)又はロー16—(12)住宅・建築物安全ストック形成事業イー16—(12)—①住宅・建築物耐震改修事業(以下「国の交付要綱」という。)に基づく住宅の耐震改修に関する事業で、木造の既存住宅の補強計画の策定及び耐震補強工事を実施する事業(補強計画の策定に必要な耐震診断を含む。)
2	木造住宅の移転事業	—	プロジェクト「TOUKAI—0+」総合支援事業費補助金交付要綱(令和8年3月17日付け住安第2130号)(以下「県の交付要綱」という。)に基づく住み替えに伴う移転事業で、木造の既存住宅から耐震性のある住宅等へ住み替える事業(高齢者のみが居住する住宅等に限る。)
3	防災ベッド整備事業	—	国の交付要綱(効果促進事業)に基づき、木造

			住宅（長屋、共同住宅は除く）の1階に防災ベッドを整備する事業
4	非木造住宅の耐震診断事業	—	国の交付要綱に基づく住宅の耐震診断に関する事業で、非木造の既存住宅又は既存マンションを耐震診断する事業
5	非木造住宅の補強計画策定事業	—	国の交付要綱に基づく住宅に係る耐震化のための計画の策定で、非木造の既存住宅又は既存マンションの補強計画の策定を実施する事業
6	非木造住宅の耐震化事業	—	国の交付要綱に基づく住宅の耐震改修に関する事業で、非木造の既存住宅又は既存マンションの耐震補強工事を実施する事業
7	建築物の耐震診断事業	—	国の交付要綱に基づく建築物の耐震診断で、既存建築物(既存木造住宅を除く。)の耐震診断を実施する事業
8	建築物の補強計画策定事業	—	国の交付要綱に基づく建築物に係る耐震化のための計画の策定で、既存建築物の補強計画の策定を実施する事業
9	建築物の耐震化事業	—	国の交付要綱に基づく建築物の耐震改修に関する事業で、既存建築物の耐震改修を実施する事業
10	ブロック塀等の安全確保事業（緊急輸送路等）	耐震	国の交付金要綱に基づき、ブロック塀等を耐震改修する事業
		建替え	国の交付金要綱に基づき、ブロック塀等を建て替える事業
		除却	国の交付金要綱に基づき、ブロック塀等を除却する事業
11	危険なブロック塀等の除却事業	—	国の交付金要綱（効果促進事業）に基づき、危険なブロック塀等を除却する事業
12	生け垣等設置事業	—	前号の危険なブロック塀等を除却する事業に併せ、撤去跡地に生け垣、フェンス、竹板塀などを設置する事業をいう。
13	要安全確認計画記載建築物の耐震化事業	補強計画	住宅・建築物防災力緊急促進事業制度要綱（令和7年3月31日付け国住街第144号・国住市第98号・国住木第110号国土交通省住宅局長通知。以下「国の補助金要綱」という。）に基づく建築物に係る耐震化のための計画の策定で、要安全確認計画記載建築物の補強計画を策定する

			事業
		耐震改修	国の補助金要綱に基づく建築物の耐震改修に関する事業で、要安全確認計画記載建築物の耐震改修、建替え又は除却工事を実施する事業

別表第2(第3条関係)

補助の対象				補助率(額)
事業の区分		補助事業 細目	経費	
1	木造住宅の耐震改修事業（補強計画一体型）	—	対象建築物の所有者又は居住者が行う当該事業に要する経費	1戸ごとに、当該事業に要する経費と100万円とを比較して、いずれか少ない額とする。（耐震補強工事費の8割を限度とする。）
2	木造住宅の移転事業	—	対象建築物の所有者又は居住者が行う当該事業に要する経費	1戸ごとに、当該事業に要する経費と10万円とを比較して、いずれか少ない額とする。
3	防災ベッド整備事業	—	対象建築物の所有者又は居住者が行う当該事業に要する経費	1台ごとに、当該事業に要する経費の3分の2以内とし、400,000円を限度とする。ただし、高齢者のみが居住する住宅等にあつては6分の5以内とし、500,000円を限度とする。（住宅1戸につき1台を限度とする。）
4	非木造住宅の耐震診断事業	—	対象建築物の所有者又は居住者が行う当該事業に要する経費	1戸ごとに、当該事業に要する経費と別表第4に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内を限度とする。
5	非木造住宅の補強計画策定事業	—	対象建築物の所有者又は居住者が行う当該事業に要する経費	1戸ごとに、当該事業に要する経費の3分の2以内で、30万円を限度とする。
6	非木造住宅の耐	—	対象建築物の所有者又は居住者	1戸ごとに、当該事業に要する経費と別

	震化事業		が行う当該事業に要する経費	表第6に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額23パーセント以内とする。
7	建築物の耐震診断事業	—	対象建築物の所有者、居住者又は管理者が行う当該事業に要する経費	1棟ごとに、当該事業に要する経費と別表第4に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内で、200万円を限度とする。
8	建築物の補強計画策定事業	—	対象建築物の所有者、居住者又は管理者が行う当該事業に要する経費	1棟ごとに、当該事業に要する経費と別表第5に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内とする。
9	建築物の耐震化事業	—	対象建築物の所有者、居住者又は使用者が行う当該事業に要する経費	1棟ごとに、当該事業に要する経費と別表第7に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の23パーセント以内とする。
10	ブロック塀等の安全確保事業 (緊急輸送路等)	耐震	対象ブロック塀等の所有者又は管理者が行う当該事業に要する経費(工事費及び	事業に要する経費とブロック塀等の改善する延長に1メートル当たり38,400円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内とし、かつ、1敷地につき166,000円を限度とする。
		建替え	設計に要する費用に限る。)	事業に要する経費とブロック塀等の建替える延長に1メートル当たり58,400円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内とし、かつ、1敷地につき432,000円を限度とする。
		除却	対象ブロック塀等の所有者又は管理者が行う当	事業に要する経費と撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり20,000円を乗じて得た額とを比較して、いずれ

			該事業に要する経費(工事費に限る。)	か少ない額の3分の2以内とし、かつ、1敷地につき26万6,000円を限度とする。
11	危険なブロック塀等の除却事業	—	対象ブロック塀等の所有者又は管理者が行う当該事業に要する経費(工事費に限る。)	事業に要する経費と撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり9,200円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の2分の1以内とし、かつ、1敷地につき10万円を限度とする。
12	生け垣等設置事業	—	対象ブロック塀等の所有者又は管理者が行う当該事業に要する経費(材料購入費及び設置工事費に限る。)	事業に要する経費の2分の1以内とし、かつ、1敷地につき7万円を限度とする。
13	要安全確認計画記載建築物の耐震化事業	補強計画	対象建築物の所有者、居住者又は使用者が行う	1棟ごとに、当該事業に要する経費と別表第8に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額とする。
		耐震改修	当該事業に要する経費	1棟ごとに、当該事業に要する経費と別表第9に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の5分の4以内とする。

備考 10号の除却事業と11号を併用する場合は、1敷地につき26万6,000円を限度とする。

別表第3(第6条関係)

事業の区分	補助事業細目	備考
木造住宅の耐震改修事業(補強計画一体型)	補強計画及び耐震改修	補強計画の策定のみ実施する場合を除く。
防災ベッド整備事業	—	
非木造住宅の耐震化	—	

事業		
建築物の耐震化事業	—	
ブロック塀等の安全確保事業(緊急輸送路等)	耐震改修、建替え	
要安全確認計画記載建築物の耐震化事業	耐震改修	要安全確認計画記載建築物を除却する事業を除く。

別表第4(別表第2関係)

延床面積等	基準額
一戸建て住宅	1戸当たり134,000円
1,000m ² 以内の部分(一戸建て住宅を除く。)	延床面積1m ² 当たり3,670円
1,000m ² を超えて2,000m ² 以内の部分(一戸建て住宅を除く。)	延床面積1m ² 当たり1,570円
2,000m ² を超える部分(一戸建て住宅を除く。)	延床面積1m ² 当たり1,050円

別表第5(別表第2関係)

延床面積	基準額
1,000m ² 未満	2,400,000円
1,000m ² 以上2,000m ² 未満	4,200,000円
2,000m ² 以上3,000m ² 未満	5,400,000円
3,000m ² 以上	6,000,000円

別表第6(別表第2関係)

建物	基準額
住宅 (マンションを除く)	延床面積1m ² 当たり34,100円
マンション	延床面積1m ² 当たり50,200円 (免震等特殊工法の場合 延べ床面積1m ² 当たり83,800円)

別表第7(別表第2関係)

建物	基準額
建築物	延床面積1㎡当たり50,300円 (免震等特殊工法の場合 延べ床面積1㎡当たり82,300円)

別表第8(別表第2関係)

用途	床面積等	基準額
一戸建て住宅	木造	図面有りの場合 144,000円
		図面無しの場合 259,000円
	木造以外	1,800,000円
一戸建て住宅 以外	～1,000㎡未満	3,000,000円
	1,000～2,000㎡未満	4,800,000円
	2,000～3,000㎡未満	6,000,000円
	3,000～5,000㎡未満	7,200,000円
	5,000～10,000㎡未満	9,000,000円
	10,000㎡～	10,800,000円

別表第9(別表第2関係)

用途	基準額
住宅 (マンション除く)	延床面積1㎡当たり34,100円
マンション	延床面積1㎡当たり50,200円 (免震等特殊工法の場合 延べ床面積1㎡当たり83,800円)
建築物	延床面積1㎡当たり51,200円 (免震等特殊工法の場合 延べ床面積1㎡当たり83,800円)

既存建築物等耐震化促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

裾野市長

様

申請者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

裾野市既存建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、既存建築物等耐震化促進事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

【補助事業の区分】

- ☐ 木造住宅の耐震改修事業（補強計画一体型）建築物の耐震診断事業
- ☐ 木造住宅の移転事業
- ☐ 防災ベッド整備事業
- ☐ 非木造住宅の耐震診断事業
- ☐ 非木造住宅の補強計画策定事業
- ☐ 非木造住宅の耐震化事業
- ☐ 建築物の耐震診断事業
- ☐ 建築物の補強計画策定事業
- ☐ 建築物の耐震化助成事業
- ☐ ブロック塀等の安全確保事業（緊急輸送路等）【耐震・建替え・除却】
- ☐ 危険なブロック塀等の除却事業
- ☐ 生け垣等設置事業
- ☐ 要安全確認計画記載建築物の耐震化事業【補強計画・耐震改修】

様式第1号の2(第4条関係)

【木造住宅の耐震改修事業(補強計画一体型)の概要】

1 所有者 住 所(又は所在地)

氏 名(又は名称)

(所有者が複数の場合は、すべての所有者を記入してください。)

2 建築物の概要 所 在 地 裾野市

構 造 木造

階 数 地上 階 地下 階

最高の高さ m

用 途 住宅・その他()

面 積 1階 m² 2階 m²

延 べ 面 積 m²

建 築 年 次 年

図 面 有・無

(複数棟ある場合は、別紙に棟別の概要を添付してください。)

3 既存住宅の耐震診断

耐震評点 X方向 Y方向 I s / E t

実施事業名等(上記の耐震評点を算出した事業を○で囲む)

・わが家の専門家診断事業(年度実施)

・その他の耐震診断

診断者 氏 名

資 格 静岡県耐震補強相談士 第 号

()建築士()登録 第 号

建築士事務所名 ()

()知事登録 第 号

4 補強計画作成者 氏 名

資 格 静岡県耐震補強相談士 第 号

()建築士()登録 第 号

建築士事務所名 ()

()知事登録 第 号

所在地

T E L

5 耐震補強工事 代表者氏名

資 格 建設業の許可() 第 号

営業所名

担当者氏名

6 事業に要する費用 円(税込み)

7 事業の期間 補強計画 年 月 日～ 年 月 日

補強工事 年 月 日～ 年 月 日

様式第1号の3(第4条関係)

【木造住宅の移転事業の概要】

1 所有者 住 所(又は所在地)

氏 名(又は名称)

(所有者が複数の場合は、すべての所有者を記入してください。)

2 建築物の概要 所 在 地 裾野市

構 造 木造

階 数 地上 階 地下 階

最高の高さ m

用 途 住宅・その他()

面 積 1 階 m² 2 階 m²

延 べ 面 積 m²

建 築 年 次 年

図 面 有・無

3 既存住宅の耐震診断

耐震評点 X方向 Y方向

実施事業名等(上記の耐震評点を算出した事業を○で囲む)

・わが家の専門家診断事業(年度実施)

・その他の耐震診断

診断者 氏 名

資 格 静岡県耐震補強相談士 第 号

()建築士()登録 第 号

建築士事務所名 ()

()知事登録 第 号

4 移転実施事業者 事業者名

代表者名

住 所

T E L

5 事業に要する費用 円(税込み)

6 事業の期間 年 月 日～ 年 月 日

様式第 1 号の 4 (第 4 条関係)

【防災ベッド整備事業の概要】

- 1 所有者 住 所(又は所在地)
氏 名(又は 名 称)
(所有者が複数の場合は、すべての所有者を記入してください。)
- 2 建築物の概要 所 在 地 裾野市
構 造 木造
階 数 地上 階
用 途 住宅・併用住宅
延 べ 面 積 m² (住宅部分の面積 m²)
建 築 年 次 年
- 3 防災ベッドの使用者 氏名 年齢 歳
- 4 工事施工者
- 5 事業に要する費用 円(税込み)
- 6 事業の期間 年 月 日～ 年 月 日

様式第 1 号の 5 (第 4 条関係)

【非木造住宅の耐震診断事業の概要】

- 1 所有者 住 所
氏 名
(所有者が複数の場合は、すべての所有者を記入してください。)
- 2 建築物の概要 所 在 地 裾野市
構 造 木造・非木造(造)
階 数 地上 階 地下 階
最高の高さ m
用 途 住宅・その他()
延 べ 面 積 m²
建 築 年 次 年
図 面 有・無
(複数棟ある場合は、別紙に棟別の概要を添付してください。)
- 3 耐震診断 診 断 者
診断の費用 円(税込み)
診断の期間 年 月 日～ 年 月 日

様式第1号の6(第4条関係)

【非木造住宅の補強計画策定事業の概要】

1 所有者 住 所(又は所在地)

氏 名(又は 名 称)

(所有者が複数の場合は、すべての所有者を記入してください。)

2 建築物の概要 所 在 地 裾野市

構 造 木造・非木造(造)

階 数 地上 階 地下 階

最高の高さ m

用 途 住宅・その他()

延 べ 面 積 m²

建 築 年 次 年

図 面 有・無

(複数棟ある場合は、別紙に棟別の概要を添付してください。)

3 既存住宅の耐震診断

耐震評点 X方向 Y方向 I s / E t

実施事業名等(上記の耐震評点を算出した事業を○で囲む)

- ・建築物耐震診断事業(年度実施)
- ・わが家の専門家診断事業(年度実施)
- ・その他の耐震診断

診断者 氏 名

資 格 静岡県耐震補強相談士 第 号

()建築士()登録 第 号

建築士事務所名 ()

()知事登録 第 号

4 補強計画作成者 氏 名

建築士事務所名

()知事登録 第 号

所在地

T E L

5 事業に要する費用

円(税込み)

6 事業の期間

年 月 日～ 年 月 日

様式第1号の7(第4条関係)

【非木造住宅の耐震化事業の概要】

- 1 所有者 住 所(又は所在地)
氏 名(又は 名 称)
(所有者が複数の場合は、すべての所有者を記入してください。)
- 2 建築物の概要
所 在 地 裾野市
構 造 木造・非木造(造)
階 数 地上 階 地下 階
最高の高さ m
用 途 住宅・その他()
延 べ 面 積 m²
建 築 年 次 年
- 3 工事施工者
- 4 事業に要する費用 円(税込み)
- 5 事業の期間 年 月 日～ 年 月 日

様式第 1 号の 8 (第 4 条関係)

【建築物の耐震診断事業の概要】

- 1 所有者 住 所
氏 名
(所有者が複数の場合は、すべての所有者を記入してください。)
- 2 建築物の概要 所 在 地 裾野市
構 造 木造・非木造(造)
階 数 地上 階 地下 階
最高の高さ m
用 途 住宅・その他()
延 べ 面 積 m²
建 築 年 次 年
図 面 有・無
(複数棟ある場合は、別紙に棟別の概要を添付してください。)
- 3 耐震診断 診 断 者
診断の費用 円(税込み)
診断の期間 年 月 日～ 年 月 日

様式第1号の9(第4条関係)

【建築物の補強計画策定事業の概要】

- 1 所有者 住 所(又は所在地)
氏 名(又は名称)
(所有者が複数の場合は、すべての所有者を記入してください。)
- 2 建築物の概要 所 在 地 裾野市
構 造 木造・非木造(造)
階 数 地上 階 地下 階
最高の高さ m
用 途 住宅・その他()
延 べ 面 積 m²
建 築 年 次 年
図 面 有・無
(複数棟ある場合は、別紙に棟別の概要を添付してください。)
- 3 既存建築物の耐震診断
耐震評点 X方向 Y方向 I s / E t
実施事業名等(上記の耐震評点を算出した事業を○で囲む)
・建築物耐震診断事業(年度実施)
・わが家の専門家診断事業(年度実施)
・その他の耐震診断
診断者 氏 名
資 格 静岡県耐震補強相談士 第 号
()建築士()登録 第 号
建築士事務所名 ()
()知事登録 第 号
- 4 補強計画作成者 氏 名
建築士事務所名
()知事登録 第 号
所在地
T E L
- 5 事業に要する費用 円(税込み)
- 6 事業の期間 年 月 日～ 年 月 日

様式第 1 号の 1 0 (第 4 条関係)

【建築物の耐震化事業の概要】

- 1 所有者 住 所(又は所在地)
氏 名(又 は 名 称)
(所有者が複数の場合は、すべての所有者を記入してください。)
- 2 建築物の概要
所在地 裾野市
構造 木造・非木造(造)
階数 地上 階 地下 階
最高の高さ m
用途 住宅・その他()
延べ面積 m²
建築年次 年
- 3 工事施工者
- 4 事業に要する費用 円(税込み)
- 5 事業の期間 年 月 日～ 年 月 日

様式第 1 号の 1 1 (第 4 条関係)

【ブロック塀等の安全確保事業(緊急輸送路等)の概要】

- 1 所有者 住 所(又は所在地)
氏 名(又は名 称)
(所有者が複数の場合は、すべての所有者を記入してください。)
- 2 事業の内容 耐震改修 ・ 建替え ・ 除却
- 3 構造物の概要 所 在 地 裾野市
撤去 構造
高さ m 、長さ m
新設 構造
高さ m 、長さ m
- 4 工事施工者 住 所(又は所在地)
氏 名(又は名 称)
電話番号
- 5 事業に要する費用 円(税込み)
- 6 事業の期間 年 月 日～ 年 月 日

様式第 1 号の 1 2 (第 4 条関係)

【危険なブロック塀等の除却事業の概要】

- 1 所有者 住 所(又は所在地)
氏 名(又は 名 称)
(所有者が複数の場合は、すべての所有者を記入してください。)
- 2 構造物の概要 所 在 地 裾野市
撤去 構造
高さ m 、長さ m
- 3 工事施工者 住 所(又は所在地)
氏 名(又は名 称)
電話番号
- 4 事業に要する費用 円(税込み)
- 5 事業の期間 年 月 日～ 年 月 日

様式第 1 号の 1 3 (第 4 条関係)

【生け垣等設置事業の概要】

- 1 所有者 住 所(又は所在地)
氏 名(又は 名 称)
(所有者が複数の場合は、すべての所有者を記入してください。)
- 2 構造物の概要 所 在 地 裾野市
新設 構造
高さ m 、長さ m
- 3 工事施工者 住 所(又は所在地)
氏 名(又は名 称)
電話番号
- 4 事業に要する費用 円(税込み)
- 5 事業の期間 年 月 日～ 年 月 日

様式第1号の14(第4条関係)

【要安全確認計画記載建築物の耐震化事業の概要】

- 1 所有者 住 所(又は所在地)
氏 名(又は名 称)
(所有者が複数の場合は、すべての所有者を記入してください。)
- 2 事業の内容 補強計画 ・ 耐震改修(耐震改修 ・ 建替え ・ 除却)
- 3 建築物の概要 所 在 地 裾野市
構 造 木造・非木造(造)
階 数 地上 階 地下 階
最高の高さ m
用 途 住宅・その他()
延 べ 面 積 m²
建 築 年 次 年
図 面 有・無
(複数棟ある場合は、別紙に棟別の概要を添付してください。)
- 4 既存建築物の耐震診断
耐震評点 X方向 Y方向 I s / E t
実施事業名等(上記の耐震評点を算出した事業を○で囲む)
・建築物耐震診断事業(年度実施)
・わが家の専門家診断事業(年度実施)
・その他の耐震診断
診断者 氏 名
資 格 静岡県耐震補強相談士 第 号
()建築士()登録 第 号
建築士事務所名 ()
()知事登録 第 号
- 5 補強計画(設計)作成者 氏 名
建築士事務所名
()知事登録 第 号
所在地
T E L
- 6 工事施工者 住 所(又は所在地)
氏 名(又は名 称)
電話番号
- 7 事業に要する費用 円(税込み)
- 8 事業の期間 年 月 日～ 年 月 日

年 月 日

様

裾野市長

既存建築物等耐震化促進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった既存建築物等耐震化促進事業費補助金については、次のとおり交付を決定したので通知します。

- 1 補助事業の区分
- 2 補助金の額 円
- 3 建築物の概要

所在地	裾野市
構造	木造・非木造(造)
階数	地上 階 地下 階
用途	住宅・その他()
延べ面積	m ²
- 4 交付の条件

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

裾野市長 様

申請者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

既存建築物等耐震化促進事業変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた既存建築物等耐震化促進事業を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助事業の区分

- ☐ 木造住宅の耐震改修事業（補強計画一体型）建築物の耐震診断事業
- ☐ 木造住宅の移転事業
- ☐ 防災ベッド整備事業
- ☐ 非木造住宅の耐震診断事業
- ☐ 非木造住宅の補強計画策定事業
- ☐ 非木造住宅の耐震化事業
- ☐ 建築物の耐震診断事業
- ☐ 建築物の補強計画策定事業
- ☐ 建築物の耐震化助成事業
- ☐ ブロック塀等の安全確保事業（緊急輸送路等）【耐震・建替え・除却】
- ☐ 危険なブロック塀等の除却事業
- ☐ 生け垣等設置事業
- ☐ 要安全確認計画記載建築物の耐震化事業【補強計画・耐震改修】

2 変更等の理由

3 変更等の内容

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

様

裾野市長

既存建築物等耐震化促進事業変更等承認通知書

年 月 日付けで申請がありました既存建築物等耐震化促進事業の変更等については、次のとおり承認したので通知します。

1 変更等の内容

2 承認事項

3 補助金の額 円

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

裾野市長 様

申請者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

補強計画（変更）確認依頼書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた木造

住宅の耐震改修事業（補強計画一体型）の補強計画
が完了したので、
確認されるよう
変更したので、
関係書類を添えて申請します。

1 実施期間 年 月 日～ 年 月 日

2 添付書類

様式第 6 号(第 9 条関係)

年 月 日

裾野市長 様

申請者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

既存建築物等耐震化促進事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた既存
建築物等耐震化促進事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

様式第7号(第10条関係)

年 月 日

様

裾野市長

既存建築物等耐震化促進事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付けの既存建築物耐震性向上事業実績報告書を審査の結果、下記の金額を既存建築物等耐震化促進事業費補助金として確定したので通知します。

記

- 1 補助金の額 円
- 2 補助事業の区分

年 月 日

裾野市長 様

申請者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

既存建築物等耐震化促進事業費補助金請求書

年 月 日付け 第 号により補助金の確定を受けた既存建築物等耐震化促進事業費補助金として、次のとおり請求します。

記

1 請求金額

請求金額	¥	百万			千			円	—
------	---	----	--	--	---	--	--	---	---

2 振込先

振込先金融機関	金融機関名	金融機関名
		銀行・金庫 農協・漁協
	口座の種別	支店名
		本店・支所 支店・出張所
	口座番号	普通・当座（該当を○で囲む。）
	フリガナ	
	口座の名義人	

※ 請求者と口座名義人は同一人物とする。

様式第1号(第4条関係)

様式第1号の2(第4条関係)

様式第1号の3(第4条関係)

様式第1号の4(第4条関係)

様式第1号の5(第4条関係)

様式第1号の6(第4条関係)

様式第1号の7(第4条関係)

様式第1号の8(第4条関係)

様式第1号の9(第4条関係)

様式第1号の10(第4条関係)

様式第1号の11(第4条関係)

様式第1号の12(第4条関係)

様式第1号の13(第4条関係)

様式第1号の14(第4条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第8条関係)

様式第6号(第9条関係)

様式第7号(第10条関係)

様式第8号(第11条関係)